

質問回答書

No.	件名 川崎市史市制100周年記念版制作業務委託	
	質問	回答
1	判型について (1) 「A4判(横)」を指定された狙いとは何か。書籍全体においても特殊かつ、おもにビジュアルブック(絵本や写真集)に用いられる判型であるので、意図を聞きたい。 (2) デザイン案として「A4変判(縦横比を任意に変更)」を提案してもよいのか。 (3) 綴じ方向は下記3つのいずれを想定しているのか。 仕様書 8 成果物等の提出及び提出場所 (6) 市史記念版について サイズ・・・A4判(横)とあるが、判型はA4判の横長の冊子という認識でよいのか。A5判の縦長の冊子ではないのか。 仕様書 8 項目の 成果物等の提出及び提出場所 (6) 市史記念版のサイズですが A4 判(横)と記載があるが、A4 判横サイズ(横長の形状)で本文 200 頁程度という想定か。	仕様書 8 - (6)、市史記念版(冊子版)のサイズのA4判(横)の記載は、冊子版を見開いた際にA4判(横)として閲覧できるものを意図したもので、閉じた際のサイズはA5判(縦)と解釈してください。
2	ワークショップについて (1) 8 回分の開催が要件に含まれているが、8回に設定した根拠を伺いたい。 (2) 招集する市民について「A:多くの市民に関わってもらうために回ごとに違う市民を招集する」のか、「B:同じメンバーを8回招集する」のか、どちらを想定しているのか。Aの場合、7行政区のバランスを考慮して、各区域内での開催を想定するべきか。	(1) 仕様書に記載の目的やコンセプトを踏まえ、市民の意見等を伺いながら進められる最低限の回数として設定しています。受託する上で必要と考える適正な回数についてご提案いただきたいと思いますと考えています。 (2) コンセプトに記載の「市民が制作過程に多様な形で関わる機会をより多く設定する」ことを踏まえ、「関わっていく市民の数を、より効果的に増やしていくための市民参画の手法」について、ご提案いただきたいと思いますと考えています。
3	仕様書 7 制作スケジュール及び年度ごとの主な業務について アンケート実施回数のうち、令和7年度の2回(予備)と令和8年度の1回(予備)は、内容的にどのような事を想定しているのか。	アンケートの実施は、仕様書に記載の目的やコンセプトを踏まえ、制作の過程で、市民の意見等が必要と考えられる内容を問うものとして設定したものです。 受託する上でアンケート実施に比べてより適切と考える手法や、必要と考える適正な回数について、それぞれご提案いただきたいと思いますと考えています。
4	「提出書類」内「市史記念デザイン案」の「概要」にある、「ページ案に関するテーマは「川崎市域の変遷」とする」という記述について、「川崎市域の変遷」とは「行政区画の変遷地図を示す」という理解で合っているのか。もしくは、より広義に捉え、切り口を考えて提案することを望んでいるのか。 企画提案説明書の(5)提出書類及びデータの2、市史記念版デザイン案については、「川崎市域の変遷」にテーマを絞るという認識でよいのか。	仕様書に記載の目的やコンセプトを踏まえ、ご提案いただきたいと思いますと考えています。
5	編集懇談会の委員はどのようなプロセスで選任する予定か。市民であることに加えて、どのような条件や多様性を委託者は想定しているのか。	編集懇談会の委員は、仕様書に記載の目的やコンセプトを踏まえ、制作過程において、適切なお意見をいただける方にご依頼する予定です。

質問回答書

No.	件名 川崎市史市制100周年記念版制作業務委託	
	質問	回答
6	デジタル版も市販するのか。	6 委託業務内容－（６）その他－イ 効果的な販売の方法・PR手法・販売先等に記載のとおり、ご提案いただきたいと思います。
7	企画提案説明書 8 参加意向申出書及び仕様書等の配布期間等について （５）提出書類 イ「実績が分かるもの」とは、書籍・雑誌の実物を提出すればよいか。	書籍・雑誌等の実物の提出までを求めるものではありません。 例えば、書籍内容が分かる一部分の写しと奥付部分の写し（あわせて１部）等で実績が確認ができるものをご提出ください。
8	仕様書６項目の委託業務内容の（２）（３）に記載の会場設定は立地、使用料、空き状況を鑑みて、無理のない範囲で受託者が選定できるということか。	受託者が会場を選定する場合は、本市と協議の上で適当である施設を設定いただきます。
9	仕様書６項目の委託業務内容の（「史料の収集、整理・分析及び保存を行う」と記載があるが、「分析」については貴市の指示のもと必要に応じ、記録するということでよいか。整理・分析には具体的にどのような作業を想定しているか。	仕様書の委託業務内容については、特に注記がない場合、すべて受託者により実施するものとなります。 なお、整理・分析の作業内容は、受託者がファクトチェックを依頼する際の事前作業として、次のとおりです。 ・整理…原稿の根拠となる史料を整理すること。 ・分析…収集した史料の内容の確認、時代、執筆者、出典、使用許諾・期間等、その他どのような原稿に使えるのか判断するうえで必要な情報を分類化し、分析すること。 上記以外に受託する上で必要と考えられることについては、ご提案いただきたいと思います。
10	仕様書５項目の市史記念版の概要（４）制作体制等「イファクトチェック体制の構築」につきまして、「学識経験者や専門家等」により、テーマ毎にファクトチェックを行うとありますが、「学識経験者や専門家等」の選定は、テーマに応じて受託者側で決定してよいか。	テーマにふさわしい方にファクトチェックしていただくことを基本に、本市と協議した上で、主に受託者側で選定いただきます。協議の際は、本市が選定した学識経験者や専門家等を考慮していただく場合があります。
11	仕様書６項目の委託業務内容の「（４）史料の収集、整理・分析及び保存」について、受託者側での「保存」は、仕様書８項目の成果物等の提出及び提出場所に記載の「（９）史料のデジタルデータ」の提出をもって終了すると考えてよいか？	お見込みのとおり、成果物としての史料のデジタルデータの提出をもって終了するものです。ただし、本市と協議の上、受託者の提案により必要に応じ紙面等の形式で史料を提出する場合があります。
12	仕様書８項目の成果物等の提出及び提出場所の「（９）史料のデジタルデータ」は業務内容の「（４）史料の収集、整理・分析及び保存」で収集保存したデータだけを対象としたものと考えてよいか。	本業務の中で収集し、保存したデータを対象としたいと考えています。
13	仕様書８項目の成果物等の提出及び提出場所の「（９）史料のデジタルデータ」について、収集時に、本事業で制作する市史への使用後も永続的に保存が可能、との条件で使用許諾を得た史料と無条件で利用できる史料だけが対象となると考えてよいでしょうか？また、史料の保存機関は川崎市公文書館と考えてよいか。	史料の保存先としては、川崎市（所管部署は川崎市公文書館）になります。 史料の収集・保存は、制作の目的やコンセプト、その後の活用などを踏まえ、委託業務において望ましいと考えるご提案をお願いします。

質問回答書

No.	件名 川崎市史市制100周年記念版制作業務委託	
	質問	回答
14	「企画提案説明書」内、「7 提案書の提出者の資格」における（４）・（５）に記載の業務実績を満たすにあたり、本事業の再委託先として連携する提出者のグループ会社の実績でも良いか。 また上記が難しい場合、コンソーシアムとして参加することは可能か。その際にはコンソーシアム構成企業の全てが「令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている必要があるか。	法人がグループ企業の場合は、例えばグループ企業同士の間で、契約その他営業を行う企業と役務提供のみを行う企業とに分社化して分業しているときに、前者で業者登録している企業が自ら履行はせずとも直接に指揮・監督し業務に関与するときは、業者登録している企業自身の実績としてみなします。この場合、参加意向申出書等と合わせ、その事実を示す資料等をご提出ください。 なお、提案資格確認通知書交付後に、企画提案書等の提出書類の記載内容が上記の条件に反する記載が認められたときは、提案資格が取り消される場合があります。 また、本委託業務においては、コンソーシアム（共同企業体等）としての参加は認めておりません。